近畿 ESD コンソーシアム規約

平成２９年７月８日
制　　定
令和５年１１月１日
改　　訂

第１章　総則

【名称】

第１条　この団体は、近畿 ESD コンソーシアム（英語名：ESD Consortium, Kinki Region ）という。

【事務局】

第２条　この団体の事務局を奈良教育大学 ESD・SDGs センターに置く。

【目的】

第３条　この団体は、様々な ESD 関係者が協力して近畿圏を中心に ESD を推進することを目的とする。

【活動】

第４条　上記３の目的を達成するため、この団体は以下の活動を行う。

一　ユネスコスクールをはじめとする教育機関での ESD の推進と国内外の ESD 推進校との交流促進

二　公民館、図書館をはじめとする社会教育施設、青少年教育施設を通じた社会教育における ESD の推進

三　ウェブサイトや成果報告会等を通じた ESD 関連情報の共有

四　ESD に関するマルチステークホルダーの対話の場の構築

五　企業、NGO を含む様々なステークホルダー間の協働の機会創出

六　その他団体の目的のために有益と考えられる活動

第２章　会員

【会員種別】

第５条　この団体の会員は、この団体の目的に賛同して入会する団体及び個人とする。

２　この会員のうち、奈良教育大学を代表団体とする。

【入会】

第６条　会員として入会しようとするものは、別に定める方法により、入会申込書を事務局に提出することにより申し込むものとする。

２　入会は、運営委員会において承認する。運営委員会は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

【会費】

第７条　この団体の会費は、当面、徴収しないものとする。

【退会】

第８条　会員は、別に定める退会届を事務局に提出して、任意に退会することができる

第３章　役員

【種別及び定数】

第９条　この団体に、次の役員を置く。

一　会長　１名

二　副会長　１名以上３名以内

三　運営委員　10 名程度

【選任】

第１０条　会長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

２　副会長は運営委員の中から会長が選任する。

３　運営委員は、会長が指名する。

【職務】

第１１条　会長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

３　運営委員は、運営委員会を構成し、この団体の業務を執行する。

【任期等】

第１２条　役員の任期は２年とする。ただし再任を妨げない。

第４章　会議

【会議の種別】
第１３条　この団体の会議は、総会及び運営委員会とする。

【総会】
第１４条　総会は、会員をもって構成する。
２　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

【総会の権能】
第１５条　総会は、以下の事項について検討し、議決する。
一　規約の決定及び変更
二　事業計画の承認
三　事業報告の承認
四　役員の承認
五　その他コンソーシアムの運営に関する重要事項

【総会の開催】
第１６条　通常総会は、毎年１回開催する。
２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
一　会長が必要と認め、招集の請求をしたとき。

【総会の招集】
第１７条　総会は、会長が招集する。
２　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールにより、開催の日の少なくとも５日前までに会員に通知し、あるいはウェブサイト上で公表しなければならない。

【総会の議長】
第１８条　総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

【総会の議決】
第１９条　総会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【運営委員会】
第２０条　運営委員会は、運営委員をもって構成する。
２　運営委員会に運営委員長１名及び副運営委員長１名を置く。

【運営委員会の権能】
第２１条　運営委員会は、次の事項について検討し、議決する。
一　事業計画の立案と変更
二　事務局の運営に関する事項
三　総会の議決した事項の執行に関する事項
四　総会に付議すべき事項
五　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

【運営委員会の開催】
第２２条　運営委員会は、会長または運営委員長が必要と認めた場合に開催する。

第５章　ESD 推進コーディネーター

【ESD 推進コーディネーターの配置】
第２３条　この団体に、ESD 推進コーディネーター若干名を置く。
２　ESD 推進コーディネーターは、この団体の目的に照らし、ESD の推進を支援する。
３　ESD 推進コーディネーターは、ESD 活動に習熟した識者の中から、会長が指名する。
４　ESD 推進コーディネーターの任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

第６章　雑則

【細則】
第２４条　この規約の施行について必要な細則は、運営委員会の議を経て、会長が定める。